

## 再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 340  
2021.5.19

東京都公立学校教職員組合（東京教組）  
再任用・会計年度任用職員部  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F  
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

### 国家公務員の定年を延長する改正案が衆院で可決

4月27日、衆院本会議で、国家公務員の定年を60歳から段階的に65歳へ引き上げる「国家公務員法改正案」が可決されました。

同様の法案は、昨年通常国会でも提出されていましたが、政府が「東ね法案」として提出した関連10法案のうち、「検察庁法改正案」に多くの反対の声が集まり、黒川前東京高検検事長のかげマージャン問題が発覚したこともあって、安倍政権はコロナ禍による民間の雇用環境悪化を口実に、「定年延長は公務員優遇だ」と、法案の見直しを表明しました。黒川問題が公務員たたきにすり替えられ、国家公務員法改正案は、国会閉幕とともに廃案になってしまいました。

公務員の定年延長は、「1億総活躍」や「全世代型社会保障」、「国家公務員の定年を延長して豊富な知識と経験を生かす必要がある」などと安倍政権でも説明されてきました。今回政府は、昨年批判を受けた検察幹部の定年延長に関する「特例規定」を削除して法案を提出しました。なお、法案が成立すれば、地方公務員も同様の扱いになります。以下、国家公務員法改正案の概要です。

#### 国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要（2021年通常国会）

2021年4月 内閣人事局

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」（2018年8月）に鑑み、国家公務員の定年を引き上げる。

##### 1 定年の段階的引き上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

（ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める）

	現行	2023～24年度	2025～26年度	2027～28年度	2029～30年度	2031年度（完成系）
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

（※）定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

（定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置）

## 2 役職定年制の導入

- ① 組織活力を維持するため、管理監督職(指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は、60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。
- ② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

## 3 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額に7割水準)

## 4 高齢期における多様な職業生活の支援

- ① 60歳以後定年前に退職した者の退職手当  
60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- ② 定年前再任用短時間勤務制の導入  
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用(任期は65歳まで)することができる制度を設ける

## 5 その他

- ・ 検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
- ・ 施行日：2023年4月1日

# 第45回東京教組定期大会が開かれました

5月15日(土)午後2時より、日本教育会館において、東京教組第45回定期大会が開かれました。コロナの緊急事態宣言も延長される中、各支部の代議員は、会場に集まる対面参加と会場には来ないオンライン参加を選択して参加するという大会運営でした。

再任用・会計年度任用職員部は、毎年オブザーバーとして参加し、部の課題についての発言が許されています。一般の討論や議決への参加はできません。今年度は、鈴木部長が対面参加し、再任用・会計年度任用職員部の課題について発言しました。

## 再任用・会計年度任用職員部からの発言(骨子)

### <再任用・会計年度任用職員部の課題>

#### ①退職後の継続雇用と定年延長

- ・ 今年3月に退職した方は、年金の一部支給開始が64才。来年3月に退職する方からは、65才になるまで、年金が支給されない。退職後の生活を守るためにも、継続雇用制度の一

層の充実が求められている。

- ・ 国家公務員の定年を 65 才まで段階的に延長させる「国家公務員法改正案」は、昨年通常国会で廃案になったが、今通常国会に再提出され、4 月 27 日に衆院本会議を通過した。法案が成立すれば、2023 年度から 2 年に 1 才ずつ段階的に定年が引き上げられ、2031 年度に全員の定年が 65 才になる。地方公務員も同時に定年延長される。
  - ・ 定年が完全に 65 才になるまで、現在の継続雇用制度はまだ続くので、高齢者雇用制度のさらなる拡充を求めることが必要。
- ②「会計年度職員制度」が導入されて
- ・ 地方公務員法の改正により、2020 年度から「会計年度職員制度」が導入された。学校では、非常勤教員、特別支援教室専門員、時間講師など都費職員のほかに、区費の会計年度任用職員も勤務している。
  - ・ 2021 年度の非常勤教員の公募選考では、都教委は一次選考に「論文 1600 字」を課した。都は「公募の選考内容を統一化して公平性を高める必要がある」と答える。突然の論文作成は希望者を混乱させ、さらに一次選考の結果、多くの不合格者が出され、大きな問題となった。
  - ・ 都は、年金支給開始年齢までは再任用が中心と言っているが、非常勤教員の制度を守り、選考の基準を明確にし、納得性・透明性を高めることが必要。
- ③教員免許更新制の問題
- ・ この 4 月で、免許更新制度第 1 ステージの方が、65 才を迎え、更新をしなければ免許を失効し、教員としての仕事ができなくなった。更新制度導入にかかっている世代の方と比べると不公平感が大きい。会計年度任用職員制度導入で、年齢制限が撤廃されているからなおさらである。
- ④継続雇用制度の一層の充実を
- ・ 様々な職種の方がいて、それぞれが抱える課題も多いが、職場では少数で気軽に相談できる相手がない場合もある。そこで、毎年アンケートを実施し、そこから出された要望をまとめ、年に 1 度、都教委要請を行っている。今後も、部と本部、支部が連携して運動を進めていきたい。各支部からは、再任用・会計年度任用職員部の常任委員を選出していただきたい。

## ＜総会のご案内＞

### 6月13日（日）に2021年度再任用・会計年度職員部総会開催

再任用・会計年度職員部の 2021 年度の総会を開催します。今年度は、東京教組会議室をお借りして開催致します。部員の方々の多くの参加の多くの参加をお待ちしています。

日 時・・・ 6月13日（日） 11:00～12:00

場 所・・・ 東京教組 会議室

千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 2F (☎ 03-5276-1311)

なお、例年ひらかれていました OB・OG との交流会について、今年度はコロナウイルス感染症防止のため開催を見合わせます

## 今年もまたもや「緊急事態宣言」下の開催となった

### 「5.3 憲法大行動（憲法集会）」に参加しました！



元部長 林 健（平和運動センター）  
ゴールデンウィーク真っ只中の5月3日、  
とはいえ、コロナウイルス感染拡大に対し  
て何一つ有効な対策を打てないポンコツ政  
権による「緊急事態宣言」の中、国会前には  
大勢の労働者・市民が集まった。最寄駅から  
特設ステージを通り過ぎ、憲政記念館の方  
へ向かうと、東京教組のOBの方の顔がチラ  
ホラ見えた。

集会は予定通りに始まったのだが、憲政  
記念前の交差点のバリケードまで、右翼の  
街宣車が乗り付け、大音量で集会を妨害し

てきたので、スピーチがよく聞き取れなかった。以下の報告は、後日 YouTube に公開された動画  
で各スピーカーの発言を確認し、まとめたものだ。

冒頭の主催者挨拶は、小森陽一さん。続いて集会後に「大人食堂」に向かう雨宮処凛さん。立  
憲民主の枝野代表と沖縄の風の伊波洋一さんは、WEB 参加。社民党の福島みずほ代表は、ステー  
ジで発言。そのあとは、学者の皆さんの発言が続く。学術会議の元会員で政治学者の羽場久美子  
さん、憲法学者の清水雅彦さん、法政大学前学長の田中優子さん、同じく法政大学の山口二郎さ  
んが発言した。

発言者が共通して訴えたことがある。それは、4月25日の国政補欠選挙（長野と北海道）・再  
選挙（広島）で、野党護憲勢力の候補者が全勝したことだ。この勝利を来るべき総選挙に結びつ  
けること、市民と労働者と護憲野党の結集結束をより強固なものにして、菅政権を倒し政権交代  
に結びつけることだ。

中でも、印象深い発言をしたのは田中優子さん。田中さんは次のように、「憲法記念日にすべ  
きこと」を訴えた。「憲法記念日に私が言いたいことはひとつです。憲法記念日には、ちゃんと  
憲法を読みましょう。その時、自民党の憲法改正草案と比べてください。自民党の改正草案は、  
価値観・人間観・国家観が、現行の憲法とまったく異なっていることを確認しましょう。自民党  
は『改正』という言葉を使っているがこれは改正などではなく、日本を全く異なる国家にするも  
のです。亡くなられた作家の井上さんは、『現行の憲法を変えるなら、それは棄憲＝憲法を捨てる  
ことだ』と言いました。私たちには憲法を守るか、捨てるかのどちらかしかありません。」と。

また、「私たちには不要不急の行動の自粛を求めるなら、政府の改憲動向こそ不要不急だ！」と  
今後の行動提起をした菱山南帆子さんのスピーチに元気をもらい会場を後にすることができた。

## 国民投票法案採決反対！平和といのちと人権を

### 2021.5.3 国会前法大行動

飛田 邦子（江戸川）

5.3 憲法集会に参加しました。緊急事態宣言下でしたが、結構人出がありました。

13時30分、スタート。開会挨拶は小森陽一さん、雨宮処凛さんのスピーチ、立憲野党各党からの発言が続きました。

第74回目の憲法施行日。コロナ禍での憲法集会で心に残ったのは、安倍改憲政治を受け継いだ菅政権が、5月6日国民投票法改正案の採決をねらっているということです。

CM規制などに大きな問題をもち、改憲に道を開くことにつながる国民投票法改正案は、財源の多い政党が圧倒的に有利になる欠陥法。6日CM規制や外国人の寄付規制の検討を付則に明記することで、衆議院憲法審査会で修正、可決されましたが大きな懸念が残ります。

いま一つは、菅政権の無為無策で新型コロナウイルス感染症が拡大していること。コロナ禍で働き場を失った人々に貧困が拡大し、特に女性にしわ寄せが大きく出ている問題について、雨宮処凛さんが発言しました。

～この1年間の困窮者支援は、まるで野戦病院の様相。「新型コロナ緊急アクション」には700件以上の相談が寄せられた。家賃を払えずアパートを追い出された。5日間、何も食べていない。自殺するつもりで荷物を捨てた等々。国の制度が困窮者を根本的に救うとなっていない。生活保護が増えていない。増えたのは女性の自殺である。所持金10何円でも生活保護は受けたくないという人がいる。生活保護バッシングの影響がある。生存権が守られていないことに怒りを感じる。憲法25条を使い倒す。使える制度をすべて使って生活困窮者の相談にのっていく～ 力強い発言でした。

憲法第9条のほかにも、24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等【男女平等】）、25条（国民の生存権）、13条（個人の尊重と公共の福祉）などについて、何人もの発言者から言及がありました。

改憲については、田中優子さん（前法政大総長）からの訴えが胸に響きました。

～2012年自民党憲法草案と現行憲法を読み比べてみてほしい。9条だけでなく、草案全体の間観、国家観を確認してほしい。自民党草案では、国民主権に置き換わって、天皇を「元首」化とする国になる。「憲法改正」ではなく全く別の国になる。13条の個人は「人」に入れ替えられている。自衛隊は「国防軍」とする。「主権在民・平和主義・基本的人権」の日本国憲法と比較して、全体が矛盾である。かつて、亡くなった作家の井上さんは言っていた。憲法には「棄憲」か「護憲」しかない。「憲法改正なのか、「棄憲」なのか、日本が変わってしまうのか。一人一人が、考えてほしい～ 「自民党憲法草案」を塾読したいと思いました。

コロナ禍にあって困窮する人たちを見捨て、改憲にむけて虎視眈々と歩みを進める菅政権を許してはならないと痛感した5.3集会でした。

## 今年度も水泳授業実施のハードルは極めて高い

森谷 憲光 (南部支部世話人)

昨年度は、ほとんどの地域で、新型コロナウイルス (Covid19) 感染防止のために水泳授業を中止したようです。今年度ははたしてどうでしょうか。何とか子ども達をプールに入れてあげたいと思っている教職員が多いと思います。

今年に入って、Covid19 の変種株の感染者が急増し、若年層でも重症化しやすいという報告がなされており、水泳授業実施には、徹底した感染防止対策が求められています。

4月9日に出されたスポーツ庁・文科省の「学校の水泳授業における感染症対策について」では、「児童生徒が手を触れる箇所の徹底した消毒」と「見学者への徹底した熱中症対策」はもちろんのこと、「更衣室、プールサイド、プール内が密にならない」よう配慮を強く求めています。特に、「プールサイドとプール内は2m以上の間隔 (ソーシャル・ディスタンス) をとる」ように求めています。更に、「更衣室やプールサイド、プールの中では、不必要な会話や発声を行わないよう指導する」としています。

「授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること」ということの徹底も求められていますが、小学校低学年の児童の中には、指導中、教員が手を取ったり、体を支えたりすることが必要な子もあり、そうしたことにも制約が加えられると安全かつ安心な水泳授業の実施がかなり難しくなってしまいます。

都内の大半の学校では、学年単位の水泳授業が行われるのが一般的です。各学年が単学級の小学校の場合、低学年、中学年、高学年合同というところもあります。水泳授業では、事故防止のために、最少でも3人以上の教員で指導に当たっています。

スポーツ庁・文科省が示した連絡文書の内容では、学年単位の水泳指導が極めて困難になるので、学級単位で水泳授業が可能かどうか検討している学校もあるようです。その場合、専科の授業で空き時間となっている教員がサポートしたり、外部の水泳指導補助員をつけたりすることで何とか実施出来ないかを模索しているようですが、コロナ禍の今、教員が感染者または濃厚接触者として、一定期間出勤できないケースも多発しており、今年度も水泳授業が極めて困難と言わざるを得ません。

南部支部大田地区協(旧大田支部)は、5月6日(木)に、「水泳授業実施に関する解明要求書」を大田区教育委員会に提出しました。解明要求書の主旨は、「児童生徒の水泳授業の学級単位での実施が可能になるよう、全校に複数の外部指導員を区の責任において配置せよ」というものです。教員の補助としてだけでなく、必要に応じて水泳指導も可能な人材の配置を求めています。5月13日(木)は組合側の要請内容を伝え、区教委からは後日文書回答をすることの返答がありましたので、「回答内容次第では協議の場を設定してほしい」と強く要望しました。

